

会 則

フジテナント連合会

フジテナント連合会 会則

第一章 総則

(名称)
第 1

会 則

フジパートナー会

条 本会は、「フジテナント連合会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、研鑽のための研修等の実施並びに、会員相互の親睦と協力を図り、会員共同の繁栄のために、株式会社フジの総合的営業政策を推進し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第二章 会員及び会費

(会員資格)

第 3 条 本会の会員資格は、株式会社フジ（フジ屋号）に出店している企業ならびに個人とし、全ての者が本会に入会しなければならない。

2 次の各号に掲げる者は、本会の会員資格を失うものとする。

(1) 株式会社フジ（フジ屋号）から退店した者

(2) 第 2 条に定める目的に違背した者

(会費)

第 4 条 本会会費（以下「会費」という。）は、出店 1 企業ならびに 1 個人当たり、月額金 3,000 円也とする。尚、株式会社フジ（フジ屋号）に複数出店している場合であつても一律とする。

2 会費の納入は、株式会社フジ（フジ屋号）が、会員の預託金から、毎月 1 回目の決済時に前項に定める金員を控除し、本会の指定する金融機関の口座に振り込むことでこれを行なう。

但し、会員が株式会社フジ（フジ屋号）に対し、預託金なき場合には、会員が直接、本会の指定する金融機関の口座に振り込み支払うものとする。

第三章 役員

(役員)

第 5 条 本会は、次の役員をおくことができる。

会長	1 名
副会長	2 名
理事	複数名 (内 専門部会担当を含む)
会計	1 名
監査	2 名
顧問	若干名

(役員を選任)

第 6 条 役員は、株式会社フジが推薦し、本会役員会の承認を得て決定される。

- 2 会長・副会長・会計・監査は、役員の互選により選任する。
- 3 決定された役員は、総会にて報告されるものとする。

(役員の職務)

第 7 条 役員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を分掌し、これを処理する。
- (4) 専門部会担当は、部会会務を処理する。
- (5) 会計は、会計および一般事務をする。
- (6) 監査は、会計を監査する。
- (7) 顧問は、本会への指導・助言を行う。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、2 年とし、再任および重任は妨げない。尚、任期途中で就任した役員の任期は、前任役員の残余期間とする。

(役員の報酬)

第 9 条 役員は、全て無報酬とする。

(役員会)

第 10 条 会長は、必要の都度、役員会を開くことができる。

(役員の旅費規定)

第 11 条 役員会出席の為の役員旅費については、最寄り駅から最寄り駅までの公共交通機関使用の運賃を支払うものとする。

第四章 総会

(総会)

第12条 本会は、定時総会を年1回行ない、必要に応じて臨時総会を開くものとする。

(議長)

第13条 総会の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長に事故ある時は、副会長がこれにあたる。

(総会の成立)

第14条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
但し、出席は委任状をもってこれにかえることができる。

(総会の決議)

第15条 総会の決議は、会員の過半数が出席し、その過半数の賛成を得て決する。
尚、可否同数の場合には、議長がこれを決する。

(附議事項)

第16条 総会に附議および報告する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 年度事業計画に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 役員選任に関する事項

第五章 専門部会

(目的)

第17条 専門部会（以下「部会」という。）は、フジテナント連合会（以下「連合会」という。）の目的を達成するために、各業種間に於いての教育・研修の実施並びに情報交換を行うことを目的とする。

(構成)

第18条 部会は、衣料部会・食品部会・バラエティ部会・飲食部会・サービス部会の5部会で構成され、連合会の会員は、5部会のいずれかに属するものとする。また、部会には、連合会役員の中から、それぞれ部会担当を若干名置く。

(部会担当)

第19条 部会担当は、部会を代表して会務を処理するものとする。

(事務局)

第 20 条 各部会の事務局は、株式会社フジ（広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 5 2 号）内に置く。

(部会の開催)

第 21 条 部会担当は、毎年 1 回定期会議を開き、会議の議長は部会担当が当たるものとする。

2 定期会議に於いては、各業種間での流通視察・従業員教育の計画、実施について協議されるものとし、必要ある時は、株式会社フジの役員の出席を要請する場合がある。

3 臨時会議は、部会担当が必要と認めた場合には、いつでも開催できる。

(小委員会)

第 22 条 各部会は、第 1 項に定める目的遂行のため、相互研究・啓発の小委員会を設置する事ができる。

(その他)

第 23 条 各部会の運営について、本規約に必要な事項は、部会担当がこれを処理し、連合会役員会において報告し、承認を得るものとする。

第六章 慶弔見舞い

(慶弔見舞い)

第 24 条 フジテナント連合会に入会している会員（以下「会員」という。）に慶弔および傷病があった場合、慶弔金あるいは見舞金等の支出を行なうことを目的とする。

2 会員が死亡した場合には、次に定める金額を限度として弔慰金を支出する。

(1) 会員の代表者 金 20,000 円也

(2) 会員企業の代表者（代表取締役をいう） 金 20,000 円也

上記に併せフジテナント連合会会長（以下「会長」という。）名にて弔電を打つこととし、供花をおこなう。

供花代限度額として 金 20,000 円也

(3) 前各号の方の配偶者ならびに 1 親等の場合には、会長名にて弔電を打つこととする。

3 会員および代表者のその他の慶弔および見舞金については、会長の決定により、次の金額を限度として支出を行なうことができる。

限度額 金 20,000 円也

また電報についても会長名にて打つことができる。

その他の慶弔見舞金等とは、会員および代表者の結婚祝い、傷病見舞、社屋等の新築・改築のことである。

- 4 会員は、慶弔および見舞等事由が発生した場合には、フジテナント連合会事務局まで連絡することとする。(TEL/082-535-8511・FAX/082-261-0056)
- 5 「フジテナント連合会に入会している会員」とは、フジテナント連合会会員名簿に掲載されている「会社名」をいい、「会員の代表者」とは従って会員の本社・支社・支店・営業所などの代表者で、会員名簿に記載されている人をいう。

第七章 表彰規約

(目的)

第 25 条 会員が当会の発展あるいは事業に多大の功労があった場合の表彰基準と、その手続きについて定める。

(表彰の定義)

第 26 条 表彰は、会員が会の役員を 2 期以上務め、会の活動及び会の発展のため、多大の功労をした人に記念品を添え、表彰状を送る表彰とする。

(被表彰者の決定)

第 27 条 被表彰者は、役員および会員の推薦により事務局で立案し、役員会の議決を経て決定する。

(表彰)

第 28 条 表彰は総会にて行う。

第八章 附 則

(会則の改正)

第 29 条 本会の会則は、総会の決議をもってこれを改正することができる。

(事業年度)

第 30 条 本会の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までを 1 事業年度とする。

(事務局)

第 31 条 本会の事務局は、株式会社フジ(広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 5 2 号)内に置く。

平成 26 年 3 月 1 日制定
令和 6 年 3 月 1 日改定